

議第 1 2 号議案

横浜市会委員会条例の一部改正

横浜市会委員会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 5 年 2 月 2 7 日提出

市会運営委員会

委員長 梶 村 充

## 横浜市条例（番号）

### 横浜市会委員会条例の一部を改正する条例

横浜市会委員会条例（昭和43年5月横浜市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

（常任委員の任期）

第3条 常任委員の任期は、選任の日から起算して1年とする。

2 補欠の常任委員の任期は、前任の常任委員の残任期間とする。

3 前2項の規定にかかわらず、任期の末日を経過しても後任の常任委員が選任されない場合は、前任の常任委員は、後任の常任委員が選任されるまで在任する。

4 第6条第3項の規定により後任の常任委員の選任があった場合は、前任の常任委員の任期は、第1項及び第2項の規定にかかわらず、当該選任の時までとする。

第4条の見出し中「設置」を「設置等」に改める。

第5条の見出し中「設置」を「設置等」に改め、同条に次の1項を加える。

3 特別委員は、特別委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する。

第6条の見出しを「（委員の所属及び選任）」に改め、同条第5項中「第3項の規定」を「第4項の規定」に、「第3条第3項」を「第3条第2項から第4項までの規定」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第1項ただし書」を「第2項ただし書」に改め、同項を同条第5項とし、同条第1項から第3項までを1項ずつ繰り下げ、同条に第1項として次の1項を加える。

議員は、少なくとも1の常任委員となるものとする。ただし、市会の同意を得た場合は、議長は、常任委員とならないことができる。

第14条第2項中「ものとする」を削る。

第17条第3項中「前項の」を「その」に、「禁止」を「制止」に改める。

第18条の見出しを「（委員及び公述人の質疑）」に改め、同条ただし書を削り、同条に次の1項を加える。

2 公述人は、委員に対して質疑をすることはできない。

第19条の見出し中「文書」の前に「代理人又は」を加え、同条中「場合には、」の次に「代理人に意見を述べさせ、又は」を加える。

第20条第2項中「し、その承諾を得るものとする」を「する」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成25年3月1日から施行する。

#### 提 案 理 由

地方自治法の一部改正に伴い、横浜市会委員会条例の一部を改正する必要があるので提案する。

参 考

横浜市会委員会条例（抜粋）

〔 上段 改正案 〕  
〔 下段 現 行 〕

（常任委員の任期）

- 第 3 条 常任委員の任期は、選任の日から起算して1年とする。  
常任委員の任期は、1年とする。ただし、後任者が選任されるまで在任  
する。
- 2 補欠の常任委員の任期は、前任の常任委員の残任期間とする。  
常任委員の任期は、選任の日から起算する。ただし、任期満了による選任が  
任期満了の前に行われたときは、後任の委員の任期は、前任の委員の任期満  
了の日の翌日から起算する。
- 3 前2項の規定にかかわらず、任期の末日を経過しても後任の常任委員が選任  
補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。  
されない場合は、前任の常任委員は、後任の常任委員が選任されるまで在任す  
る。
- 4 第6条第3項の規定により後任の常任委員の選任があった場合は、前任の常  
任委員の任期は、第1項及び第2項の規定にかかわらず、当該選任の時までと  
する。

（市会運営委員会の設置等）  
設置

第 4 条 （本文省略）

（特別委員会の設置等）  
設置

第 5 条 （第1項及び第2項省略）

- 3 特別委員は、特別委員会に付議された事件が議会において審議されている間  
在任する。

（委員の所属及び選任）  
（委員の選任）

- 第 6 条 議員は、少なくとも1の常任委員となるものとする。ただし、市会の同  
意を得た場合は、議長は、常任委員とならないことができる。

2 （本文省略）



るものとする。

(第3項省略)

## 議第12号議案 横浜市会委員会条例の一部改正の取り扱い（案）

項目		調整内容
1	議案発送	2月27日（水）の本会議席上配付
2	上程日	2月27日（水）の本会議
3	提案理由説明	省略
4	討 論	通告に応じ実施
5	委員会付託	横浜市会会議規則第36条第3項及び市会運営委員会申し合わせ・確認事項により、委員会付託を省略、本会議で即決

（参考）

横浜市会会議規則（抜粋）

第36条

3 委員会が提出した議案については、前2項の規定にかかわらず、委員会に付託しない。ただし、市会の議決により付託することができる。

市会運営委員会申し合わせ・確認事項（抜粋）

5 議員提出議案について

(1) 常任・運営委員会における発議（請願・陳情に係るものを含む。）に係る審査が終了したもの及び団長会議等の協議が終了したものは、委員会等の終了後、速やかに提出することとし、その取扱いについては、原則として、本会議で即決とする。